個票データ等の利用に関する誓約書

様式３

令和　年　　月　　日

財務省大臣官房総括審議官

　　　　　　〇〇　〇〇　殿

私は、（※個票データ等を利用して行う共同研究名を記載）のため個票データ等を利用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1　個票データ等の利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、自らの立場に応じて本規約における申出者又は利用者の義務を負担すること。

2　個票データ等の利用に関する申出書（以下「申出書」という。）及び個票データ等の利用に関する承諾通知書（以下「承諾通知書」という）に記載された範囲内でのみ個票データ等を利用し、承諾通知書に記載のない第三者の利用は行わないこと。

3　いかなる場合も、個票データ等を用いて個別の輸出入業者等を識別する分析を行わないこと。

4　個票データ等を用いた研究等の成果の公表において、適切な税関行政の執行への影響に十分留意するとともに、個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能になる情報を明らかにしないこと。

5　個票データ等は、財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）、本規約及び財務総合政策研究所の定める利用規則に従って適正な管理を行い、紛失・漏えい等のないようにすること。

6　個票データ等を利用することによって知り得た秘密情報については、個票データ等の利用終了後においても、明らかにしないこと。

7　本規約に違反した場合、本規約に従い貴省が定める措置が適用されることに合意すること。

8　利用期限終了日までに、個票データ等の利用を必ず終了すること。

9　個票データ等を利用した研究成果等を公表すること。

10個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、ガイドライン第１０に基づき、利用者が保有する中間生成物について、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、財務省に報告すること。

11個票データ等の利用により何らかの不利益を被ったとしても、貴省の責任は一切問わないこと。

12　その他個票データ等の利用に際しては、貴省の指示に従うこと。

13　個票データ等の利用にあたり、本規約に加えて貴省が利用者に対し個票データ等の利用に関する承諾通知書において付加した以下の条件を遵守すること。

　（個票データ等の利用にあたっての追加条件）

令和　　年　　月　　日

所属機関名　　　　職名　　　　氏名　　　　　　　個票データ又は

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 分析結果等の別

　　（代表者）

利用者

利用者

利用者

利用者

利用者

　　　備考

１　氏名は自署で記入すること。

２　利用者が複数名の場合、利用者毎に1枚誓約書を提出いただく等、利用者全員が誓約

したことを確認できれば、複数枚の誓約書を提出しても差し支えない。

３　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。